

# 白川渡ふれあい住宅建設工事

別添資料① 要求水準書

令和 5 年 7 月

奈良県川上村

## 【目 次】

第1 総則	1
第2 基本的事項	1
1 業務内容	1
(1) 白川渡ふれあい住宅等の建設に関する調査・設計	1
(2) 白川渡ふれあい住宅等の建設及び工事監理	1
(3) 白川渡ふれあい住宅等の引渡し	1
(4) その他これらを実施する上で必要な関連業務	1
2 適用法令等	1
(1) 法令等	1
(2) 県の条例等	2
(3) 村の条例等	2
3 参考仕様書・参考基準等	2
(1) 白川渡ふれあい住宅等の設計・施工を行うに当たって参考となる基準	2
(2) 白川渡ふれあい住宅等の積算をするに当たって参考となる基準	3
(3) その他参考となる基準	3
4 要求水準書の変更	3
(1) 要求水準書の変更の手続き	3
(2) 要求水準書の変更に伴う請負契約の変更	3
第3 施設計画に関する条件	3
1 全体に関する条件	3
(1) 周辺環境	3
(2) 意匠・景観	3
(3) 安全・防犯	3
(4) コミュニティ形成	3
(5) ユニバーサルデザインへの対応	3
(6) 環境負荷低減・ライフサイクルコストの低減等	3
(7) 地域の活性化に資すると共に、川上村産材の活用	4
2 白川渡ふれあい住宅に関する条件	4
(1) 住宅戸数・附帯施設等	4
(2) 住宅性能評価	6
第4 事業実施に関する条件、事業手順	7
1 調査・設計の実施	7

(1) 地耐力調査の実施	7
(2) 白川渡ふれあい住宅等の設計、各種申請・許認可等	7
(3) 設計住宅性能評価の申請	7
(4) 設計内容の確認	7
(5) その他必要な業務	7
<b>2 工事着手</b>	<b>8</b>
(1) 工事着手の条件	8
(2) 工事着手前の工程・体制等の確認	8
(3) 近隣調査・対策	8
<b>3 請負価格の変更</b>	<b>8</b>
<b>4 工事業務・工事監理業務の実施、状況報告</b>	<b>8</b>
(1) 工事の実施・監理業務の実施等	8
(2) 建設住宅性能評価の申請	8
(3) 住宅瑕疵担保履行法に基づく手続き	8
(4) 室内空气中化学物質濃度測定の実施	9
(5) 竣工検査	10
(6) 引渡し検査	10
(7) その他必要な業務	10
<b>5 白川渡ふれあい住宅等の引渡し等</b>	<b>11</b>
(1) 請負契約の締結	11
(2) 引き渡し・請負代金の支払い	11

## 第1 総則

本要求水準書は、川上村（以下「村」という。）が実施する「白川渡ふれあい住宅建設工事」（以下「本事業」という。）において選定事業者が実施する業務について、村が求める性能の水準を示すものである。

## 第2 基本的事項

### 1 業務内容

選定事業者が行う主な業務は、次のとおりである。

- (1) 白川渡ふれあい住宅等の建設に関する調査・設計
  - ・計画敷地の地耐力調査（原則として、スウェーデン式サウンディング試験とする。）
  - ・白川渡ふれあい住宅等の設計図書の作成
  - ・建築確認申請等の各種申請手続き
  - ・設計住宅性能評価の取得
  - ・その他事業の実施に必要な業務

※敷地の測量調査、インフラに関する調査、埋蔵文化財調査は実施済である。
- (2) 白川渡ふれあい住宅等の建設及び工事監理
  - ・白川渡ふれあい住宅等の建設工事及び工事監理
  - ・建設住宅性能評価の取得
  - ・ホルムアルデヒド等の室内空気中化学物質の濃度測定
  - ・住宅瑕疵担保履行法に基づく手続き
  - ・その他白川渡ふれあい住宅等の整備に必要な業務
- (3) 白川渡ふれあい住宅等の引渡し
- (4) その他これらを実施する上で必要な関連業務

### 2 適用法令等

本業務を実施するに当たっては、次に示す法令及び条例等、その他関係法令等を遵守すること。

- (1) 法令等
  - ・公営住宅法（昭和 26 年法律第 193 号）
  - ・建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）
  - ・建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）
  - ・建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）
  - ・都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）
  - ・宅地造成等規制法（昭和 36 年法律第 191 号）
  - ・農地法（昭和 27 年法律第 229 号）
  - ・森林法（昭和 26 年法律第 249 号）
  - ・住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成 11 年法律第 81 号）
  - ・水道法（昭和 32 年法律第 177 号）
  - ・下水道法（昭和 33 年法律第 79 号）
  - ・ガス事業法（昭和 29 年法律第 51 号）
  - ・電気事業法（昭和 39 年法律第 170 号）
  - ・建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成 12 年法律第 104 号）
  - ・エネルギーの使用の合理化に関する法律（昭和 54 年法律第 49 号）
  - ・建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和 45 年法律第 20 号）
  - ・消防法（昭和 23 年法律第 186 号）
  - ・振動規制法（昭和 51 年法律第 64 号）
  - ・水質汚濁防止法（昭和 45 年法律第 138 号）

- ・騒音規制法（昭和 43 年法律第 98 号）
- ・大気汚染防止法（昭和 43 年法律第 97 号）
- ・電波法（昭和 25 年法律第 131 号）
- ・廃棄物の処理および清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）
- ・文化財保護法（昭和 25 年法律第 214 号）
- ・労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）
- ・高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律（平成 6 年法律第 44 号）
- ・高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成 13 年法律第 26 号）
- ・個人情報保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）
- ・特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律（平成 19 年法律第 66 号）
- ・景観法（平成 16 年法律第 110 号）
- ・屋外広告物法（昭和 24 年法律第 189 号）
- ・手すり先行工法等に関するガイドライン（厚生労働省平成 21 年 4 月策定）
- ・土壌汚染対策法（平成 14 年法律第 53 号）
- ・道路法（昭和 27 年法律第 180 号）

## （2）県の条例等

- ・建築基準法施行条例（平成 28 年条例第 67 号）
- ・建築士法施行細則（平成 27 年規則第 6 号）
- ・県営住宅条例（平成 27 年条例第 62 号）
- ・都市計画法施行条例（平成 19 年条例第 17 号）
- ・風致地区条例（昭和 45 年条例第 43 号）
- ・屋外広告物条例（平成 24 年条例第 45 号）
- ・奈良県自然環境保全条例（昭和 49 年条例第 32 号）
- ・奈良県暴力団排除条例（平成 23 年 3 月 18 日条例第 35 号）
- ・奈良県文化財保護条例（平成 17 年 4 月 1 日条例第 24 号）

## （3）村の条例等

- ・川上村環境基本条例（平成 24 年 12 月 17 日条例第 23 号）
- ・川上村村営住宅及び共同施設の整備基準に関する条例施行規則  
（平成 24 年 12 月 14 日条例第 9 号）
- ・川上村建設工事等暴力団排除措置要綱（平成 22 年 10 月 1 日施工）
- ・川上村給水条例（平成 25 年条例第 25 号）
- ・川上村給水条例施行規則（平成 25 年規則第 14 号）

## 3 参考仕様書・参考基準等

### （1）白川渡ふれあい住宅等の設計・施工を行うに当たって参考となる基準

- ・公共住宅建設工事共通仕様書 最新版 監修 国土交通省 住宅局 住宅総合整備課編集公共住宅事業者等連絡協議会
- ・公共住宅建設工事共通仕様書解説書（総則編・調査編・建築編）最新版 監修 国土交通省住宅局 住宅総合整備課 編集 公共住宅事業者等連絡協議会
- ・公共住宅建設工事共通仕様書解説書（総則編・電気編）最新版 監修 国土交通省住宅局住宅総合整備課 編集 公共住宅事業者等連絡協議会
- ・公共住宅建設工事共通仕様書解説書（総則編・機械編）最新版 監修 国土交通省住宅局住宅総合整備課 編集 公共住宅事業者等連絡協議会

- ・公共住宅建設工事共通仕様書（最新版）別冊 部品及び機器の品質・性能基準 監修国土交通省住宅局 住宅総合整備課 編集 公共住宅事業者等連絡協議会
- (2) 白川渡ふれあい住宅等の積算をするに当たって参考となる基準
  - ・公共住宅建築工事積算基準 最新版 監修 国土交通省 住宅局 住宅総合整備課編集公共住宅事業者等連絡協議会
  - ・公共住宅電気設備工事積算基準 最新版 監修 国土交通省 住宅局 住宅総合整備課編集公共住宅事業者等連絡協議会
  - ・公共住宅機械設備工事積算基準 最新版 監修 国土交通省 住宅局 住宅総合整備課編集公共住宅事業者等連絡協議会
  - ・公共住宅屋外整備工事積算基準 最新版 監修 国土交通省 住宅局 住宅総合整備課編集公共住宅事業者等連絡協議会
- (3) その他参考となる基準
  - ・共同住宅の防犯設計ガイドブック 防犯に配慮した共同住宅に係る設計指針・解説 企画・編集 財団法人 ベターリビング 財団法人 住宅リフォーム・紛争処理支援センター 発行 株式会社 創樹社

#### 4 要求水準の変更

村は、事業期間中に要求水準を変更することがある。以下、要求水準の変更に係る手続きを示すとともに、これに伴う選定事業者の対応を規定する。

##### (1) 要求水準の変更の手続き

村は、事業期間中に下記の事由により要求水準の変更を行うことができ、変更の手続については、請負契約書に定めるものとする。

- ①法令の変更等により業務内容を変更する必要があるとき
- ②災害、事故等により特別な業務を行う必要があるとき
- ③その他、業務内容の変更が特に必要と認められるとき

##### (2) 要求水準の変更に伴う請負契約の変更

村と選定事業者は、要求水準の変更に伴い、選定事業者が行うべき業務内容が変更された場合は、必要に応じて要求水準とともに、白川渡ふれあい住宅等の請負価格等、請負契約の変更を行うものとする。詳細については、請負契約書に定める。

### 第3 施設計画に関する条件

#### 1 全体に関する条件

##### (1) 周辺環境

- ・適用法令を遵守した上で、周辺環境に十分に配慮すること。

##### (2) 意匠・景観

- ・建物の色彩、デザイン等が景観に与える影響に配慮すること。

##### (3) 安全・防犯

- ・歩車分離を行うなど歩行者に安全な計画とすること。
- ・住戸の計画に際して、防犯性の向上に努めること。
- ・配置計画等に際し、できるだけ死角が生じないように、見通しの確保に努めること

##### (4) コミュニティ形成

- ・良好なコミュニティ形成がなされるように、住戸及び附帯施設の計画並びに外構計画に配慮すること。

##### (5) ユニバーサルデザインへの対応

- ・誰もが安心して生活できるよう、住戸内や敷地内通路等に配慮すること。

##### (6) 環境負荷低減・ライフサイクルコストの低減等

- ・省エネルギー等への環境負荷低減、ライフサイクルコストの低減、メンテナンスビリティの向上を図ること。
- (7) 地域の活性化に資すると共に入居者の健康に効果があるとされる川上村産材を積極的に活用すること。

## 2 白川渡ふれあい住宅に関する条件

### (1) 住宅戸数・附帯施設等

以下に示す条件に沿って計画すること。

#### ■住宅等の概要

項目	概要			
階数	・ 2階建て以下を基本とする。			
住宅の仕様	・ 原則として、提案する全ての住戸を同一の仕様とすること。			
住戸タイプ及び戸数	当該地区の案内図、計画敷地図は別添資料⑤に示す。			
	住戸タイプ	標準専有面積	間取り	戸数
	(A)タイプ	43㎡～53㎡	1LDK	4
	(B)タイプ	55㎡～65㎡	2LDK	2
			合計	6
	■住戸の間取り 間取りは事業者の自由な提案による。			
附帯施設	<p>■以下の施設を設けること。仕様は事業者が提案すること。</p> <p>駐車場：平面式駐車場により、8台分（建屋不要）を設置すること。また、当該部分はアスファルト舗装とし、区画線、車止めブロックを設置すること。</p> <p>共用物置：3.3㎡程度の外部物置を設置（住棟と別棟でも可）すること。</p> <p>その他：外構等は適宜、提案による（既存アスファルト・工作物の撤去、外構工事費は提案価格に含む。）</p>			
共同施設 附帯施設（団地）	今回提案を求めない。			

※その他住戸設備等の仕様統一事項

住宅設備の項目		標準	備考
玄関	下足入	○	
	郵便受け	○	
収納スペース	棚板	○	
浴室	浴槽	○	
	風呂ふた	○	
	シャワー	○	
	鏡	○	
	洗面器・風呂いす		
	給湯器リモコン	○	
	浴室乾燥機能		
洗面	鏡	○	
	歯ブラシ立て		
	タオル掛け	○	
洗濯機置場・ 脱衣場	洗濯機用防水パン	○	
	洗濯機用蛇口	○	
台所	ガスコンロ等		
	ガスホース		
	ガス配管		
	IHコンロ	○	
	吊戸棚		
	水切り棚		
	給湯器リモコン	○	
便所	タオル掛け	○	
	紙巻き器	○	
	暖房便座	○	暖房機能のみ
窓	網戸	○	
	カーテンレール	○	
	カーテン		
物干し機能	外部物干し金物	○	
外壁	エアコン室外機吊金物		
外部物置	扉鍵	○	
	内部照明		原則非設置（配線なし）
家具転倒防止	転倒防止金物		金物受け材（付け鴨居等）は標準取付
照明器具	玄関	○	
	廊下	○	
	便所	○	
	洗面・洗濯室	○	
	浴室	○	
	台所兼食事室		
	台所手元灯	○	
	和室		
洋室			
外灯	○	敷地内の駐車場等	

住宅設備の項目		標準	備考
電話	電話用アウトレット	○	
	電話機		
	配線	○	電話コンセントまで
テレビ	テレビ（受像機）		
	地上波アンテナ		
	衛星放送受信アンテナ（BS）		共用
	CATV	○	※難視聴地域の場合
	テレビコンセント	○	各居室
	配線	○	各居室
インターホン	機器	○	
	配管	○	
	配線	○	
エアコン	機器		
	配管配線		
	配管用開口（スリーブ）	○	
	取付部補強	○	
暖房機器	機器		
火災報知 消火設備	火災報知器	○	※住棟規模による （数量は必要最小限）
	消火器	○※	
	スプリンクラー	○※	
ガス設備	給湯器	○	追い焚き対応
	ガスロック	○	リビング（1ヶ所）
換気扇	24時間換気	○	風呂・脱衣室兼用
	台所換気扇	○	
	便所換気扇	○	
手摺	便所、浴室、階段、外部階段、外部廊下に手摺を設置		
コンセント	便所、浴室、階段、外部階段、外部廊下に手摺を設置		
フェンス	計画敷地への車両の出入り等を考慮し、フェンスを設置		
建物表示	「白川渡ふれあい住宅」と表示		
インターネット	各住戸にLAN配線（1ヶ所）		
その他特記事項			



## (2) 住宅性能評価

### ① 要求性能

住宅の品質確保の促進等に関する法律（以下「品確法」という。）に基づく性能表示を行う。要求性能は、以下に示す等級以上とすること。

	表示すべき事項	要求性能
構造の安定に関すること	耐震等級（構造躯体の倒壊等防止）	等級 2
	耐震等級（構造躯体の損傷防止）	等級 2
	耐風等級（構造躯体の倒壊等及び損傷防止）	等級 1
	耐積雪等級（構造躯体の倒壊等及び損傷防止） ※多雪区域のみ	等級 1
	地盤又は杭の許容支持力等及びその設定方法	明 示
	基礎の構造方法及び形式等	明 示
火災時の安全に関すること	感知警報装置設置等級（自住戸火災時）	等級 4 （木造・鉄骨造：等級 3）
	感知警報装置設置等級（他住戸等火災時）	等級 3 （木造・鉄骨造：等級 3）
	耐火等級（延焼のおそれのある部分（開口部））	等級 1
	耐火等級（延焼のおそれのある部分（開口部以外））	等級 1
	耐火等級（界壁及び界床）	等級 1
劣化の軽減に関すること	劣化対策等級（構造躯体等）	等級 3 （木造：等級 2）
維持管理・更新への配慮に関すること	維持管理対策等級（専用配管）	等級 3
	維持管理対策等級（共用配管）	等級 2
温熱環境・エネルギー消費量に関すること	省エネルギー対策等級	等級 4
	一次エネルギー消費等級	—
空気環境に関すること	ホルムアルデヒド対策（内装及び天井裏等）	等級 3
光・視環境に関すること	単純開口率	明 示
	方位別開口率	明 示
音環境に関すること	重量床衝撃音対策	等級 2 （又は相当スラブ厚15 c m以上、RC, SRC 造以外は相当スラブ厚11 c m以上）
	透過損失等級（外壁開口部）	等級 2
	透過損失等級（界壁）	等級 3 （RC, SRC造以外は等級1）
高齢者等への配慮に関すること	高齢者等配慮対策等級（専用部分）	等級 3
	高齢者等配慮対策等級（共用部分）	等級 4

## ② 性能評価の取得

指定住宅性能評価機関より、設計住宅性能評価書と建設住宅性能評価書の交付を受けること。

## 第4 事業実施に関する条件、事業手順

事業実施に関する条件及び事業は、以下の手順で行うものとする。

### 1 調査・設計の実施

#### (1) 地耐力調査の実施

- ・選定事業者は、白川渡ふれあい住宅等の建設敷地内の地耐力調査（スウェーデン式サウンディング試験）を実施する。
- ・地耐力調査は5箇所以上実施する。
- ・選定事業者は、村に地耐力調査の結果を報告する。

#### (2) 白川渡ふれあい住宅等の設計、各種申請・許認可等

- ・選定事業者は、白川渡ふれあい住宅等の設計図書等を関係法令、要求水準書及び事業者提案書等に基づいて作成する。
- ・選定事業者は、設計にあたり必要に応じて村と打合わせをする。
- ・選定事業者は、村による設計内容の確認後、建築確認申請等の各種許認可・申請手続きを済ませる。

#### (3) 設計住宅性能評価の申請

- ・選定事業者は、募集要項及び提案内容に応じた性能を満たすように、品確法に基づき、指定住宅性能評価機関より設計住宅性能評価書の交付を受ける。

#### (4) 設計内容の確認

- ・選定事業者は、設計図書等を村に提出し設計内容の確認を受ける。
- ・選定事業者は、村による設計内容の確認を受けるまで、白川渡ふれあい住宅等の工事に着手してはならない。

#### (5) その他必要な業務

- ・選定事業者は、上記に記す設計・調査業務等に関連し、その他必要な業務を、村と協議の上実施すること。
- ・選定事業者は、計画した住宅の外観透視図を作成し、村に提出すること。

## 2 工事着手

### (1) 工事着手の条件

- ・選定事業者は、本契約後に工事着手する。ただし、村が承諾した範囲内の工事に関してはこの限りではない。

### (2) 工事着手前の工程・体制等の確認

- ・選定事業者は、工事着手前に施工体制等について村に報告をする。

### (3) 近隣調査・対策

- ・選定事業者は、着手に先立ち、近隣との調整を十分に行い工事の円滑な進行及び安全を確保する。また、建物及びその工事によって近隣に及ぼす諸影響を検討し、問題があれば適切な対策を講じる。必要に応じて近隣への説明等を実施し、工事工程等について理解を得る。

## 3 請負価格の変更

村の指示による設計変更等、協定の解除による事業の中止等、不可抗力及び法令変更による請負価格の変更は、請負契約書に基づき村と選定事業者が協議し決定する。

## 4 工事業務・工事監理業務の実施、状況報告

### (1) 工事の実施・監理業務の実施等

- ・選定事業者は、建設工事や工事監理業務着手後は、建設工事の進捗状況及び施工状況等について、適宜、村に報告する。
- ・選定事業者は、定住促進住宅等の建設工事が設計図書及び要求水準書等に基づき適切に行なわれるよう工事監理する。

### (2) 建設住宅性能評価の申請

- ・選定事業者は村が示す要求性能を満たすよう、品確法に基づき指定住宅性能評価機関より建設住宅性能評価書の交付を受け、引渡し検査の実施までにその写しを村に提出する。

### (3) 住宅瑕疵担保履行法に基づく手続き

- ・選定事業者は、住宅瑕疵担保履行法に基づき保険加入又は供託の手続きを行う。

### (4) 室内空気中化学物質濃度測定の実施

- ・選定事業者等は、工事完了後に、室内空気中の化学物質の室内濃度測定を測定実施機

関（保健所又は建築物空気環境測定業の登録業者）において行い、室内空気中の化学物質の状況が、厚生労働省の示す濃度指針値以下であることを確認し、村に報告すること。

揮発性有機化合物	室内濃度指針値
ホルムアルデヒド	100 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ (0.08 ppm)
トルエン	260 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ (0.07 ppm)
キシレン	870 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ (0.20 ppm)
エチルベンゼン	3800 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ (0.88 ppm)
スチレン	220 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ (0.05 ppm)

・調査を行うにあたっては、下記の内容を遵守すること。

① 測定物質（揮発性有機化合物）

- ・ホルムアルデヒド
- ・トルエン
- ・キシレン
- ・エチルベンゼン
- ・スチレン

② 測定住戸・居室

3住戸につき、1室以上の居室で測定する（日照の多い南側の居室を原則とする）こと。

③ 採取条件

品確法に基づく評価方法基準第5の6-3（3）のイに定める採取条件によること。

④ 測定方法

品確法に基づく評価方法基準第5の6-3（3）のロに定める測定方法によること。

⑤ 報告書の作成

調査後、遅滞なく調査結果を取りまとめ、下記について報告書等を村に提出すること。

- (ア) 測定物質の名称
- (イ) 測定物質の濃度
- (ウ) 測定物質の濃度を測定するために必要とする器具の名称及び点検記録書
- (エ) 採取を行った年月日
- (オ) 採取を開始した時刻及び終了した時間

- (カ) 内装仕上げ工事を完了した年月日
- (キ) 空気を採取した居室の名称
- (ク) 採取中の室温又は平均の気温
- (ケ) 採取中の相対湿度又は平均の相対湿度
- (コ) 採取中の天候及び日照の状況
- (サ) 採取前、採取中の換気及び冷暖房の実施状況
- (シ) その他測定物質の濃度に著しい影響を及ぼすもの
- (ス) 測定物質のうちいずれか1つでも測定値が厚生労働省の指針値を上回った部屋については、考えられる理由、講じる措置を事前に村に報告し、村と協議後に、措置を講じ報告すること
- (セ) 測定時には各部屋の測定状況写真を撮影し、報告書に添付すること。

#### (5) 竣工検査

- ・建設・工事監理業務終了後、選定事業者は自らの責任及び必要において、白川渡ふれあい住宅等の竣工検査及び設備・器具等の試運転を実施すること。
- ・選定事業者は、その日程及び内容等を事前に村に対して書面にて通知すること。なお、村は、当該検査又は試験に立ち会うことができる。
- ・選定事業者は、竣工検査及び設備・器具等の試運転検査等の結果、検査済証、住宅建設性能評価書及びその他の検査結果に関する書面の写しを添えて報告すること。

#### (6) 引渡し検査

- ・竣工検査終了後、選定事業者からの要請により村は選定事業者の立ち会いの下、引渡し検査を実施する。
- ・選定事業者は引渡し検査に際し、必要な完成図書一式を提出し、村は内容を確認する。
- ・引渡し検査は村が示す引渡し検査基準に基づき実施する。
- ・引渡し検査にあたって選定事業者は設備・器具等の取扱いに関する村への説明を実施する。

#### (7) その他必要な業務

選定事業者等は、上記に記す建設・工事監理業務等に関連し、その他必要な業務を村と

協議の上実施すること。

5 白川渡ふれあい住宅等の契約等

(1) 請負契約の締結

選定事業者（請負事業者）と村の間で白川渡ふれあい住宅等の引き渡しや請負代金の支払いを定めた白川渡ふれあい住宅等の請負契約を締結する。

(2) 引き渡し・請負代金の支払い

選定事業者は白川渡ふれあい住宅等を村に引き渡す。村は選定事業者の請求に基づき、白川渡ふれあい住宅等の請負代金を支払う。